

告 示

埼玉県告示第千三十八号

さいたま市からさいたま都市計画大宮駅西口第3・B地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司